

必ずご一読ください。

機 材 貸 出 約 款

ビデオジェット・エックスライト株式会社（以下「甲」という。）がお客様（以下「乙」という。）からの依頼に基づき、甲の所有する表記機材を乙に貸し出すに際して、乙は以下の約定を遵守します。

第 1 条（貸出し）

甲は、乙が甲に提出した機材貸出申請書（以下、「申請書」という。）に対し、甲が同意した場合、申請書記載の機材（以下「対象機材」）を乙に貸出し、乙は、本約款の約定に従いこれを借り受けます。

第 2 条（貸出期間）

甲の乙に対する対象機材の貸出期間は、申請書記載の期間とします。ただし、甲は、事情を問わず、いつでも貸出期間を短縮、あるいは貸出しを中止することができます。

第 3 条（料金）

対象機材の貸出しは、無償としますが、対象機材の返還送料は、乙が負担するものとします。

第 4 条（対象機材の引渡し）

甲は、対象機材を申請書記載の引渡し場所に貸出開始日までに送付し、引き渡すようにします。ただし、事情により、対象機材の引渡しが申請書記載の貸出開始日の後になることを乙は、予め了解します。

第 5 条（担保責任、修繕）

甲は、対象機材について一切の担保責任を負いません。乙は、対象機材の受領後直ちに故障等の不具合の有無を確認し、不具合を発見した場合には、直ちに甲にその旨連絡しなければなりません。また、対象機材の使用中に故障等の不具合が生じた場合、乙は直ちに甲に連絡するものとします。対象機材に不具合が生じた場合、甲は、その判断により、対象機材の修繕、あるいは代替機材の提供等を行うことができますが、修繕・代替等の義務を負うものではありません。

第 6 条（対象機材の使用方法、善管注意義務）

乙は、対象機材を申請書記載の場所において、使用説明書等における使用方法にしたがって使用しなければなりません。また乙は、善良な管理者の注意をもって対象機材を保管、管理するものとし、甲に無断で、対象機材を第三者に譲渡、転貸すること、あるいは分解、改造、修理、調整することはできません。

第 7 条（損害賠償）

乙がその責に帰すべき事由に基づき、対象機材について、紛失、損傷、故障その他を不具合が生じさせた場合、乙は、対象機材の再購入代金、修理費用その他甲が被った一切の損害額を弁済します。

第 8 条（対象機材の返還及び遅延損害金）

貸出期間の終了、あるいは貸出しの中止後、乙は、直ちに申請書記載の返還場所に対象機材を返還しなければなりません。乙が対象機材の返還を遅延した場合、甲は乙に対し、遅延損害金の支払いを求めることがあります。

第9条（配送）

乙は、対象機材の返還に際し、甲の指定する配送業者に委託しなければなりません。

第10条（情報）

貸出期間の終了、あるいは貸出しの中止後、乙は、直ちに対象機材に記録させた全てのデータ、情報を削除して、甲に返還しなければなりません。対象機材返還後においては、理由の如何を問わず、乙は甲に対して、対象機材に記録させた情報について返還、修復、削除を請求することができません。

第11条（協議）

本約款に定めのない事項については、原則として甲の指示にしたがうものとします。また、対象機材の貸出し、あるいは本約款に関する紛争は、すべて東京地方裁判所を管轄裁判所とします。